職員の入札談合等関与行為の概要及び処分内容について

1　入札談合等関与行為の概要

令和６年８月８日に執行「令和６年度重要給水施設水管敷設替工事（２工区)」の条件付一般競争入札及び、令和７年 11 月 28 日に執行「令和７年度防災・安全交付金事業中央汚水幹線管渠更生工事」の指名競争入札において、工事設計額を特定の事業者へ教示した。

2　処分者・処分内容

令和８年１１月２５日付け以下の処分とした。
（当事者）　総務課付　参事　藤澤康也　55 歳　男性
　　停職　６か月

3　町長、副町長の監督責任について

町長　　減給 10 分の１　２か月
副町長　減給 10 分の１　２か月
（９月議会にて議案可決　９月、10 月減給済）

4　再発防止策

（１）　職員に対する入札事務研修（令和８年７月実施）
（２）　職員に対するコンプライアンス研修（令和９年１月実施予定）
（３）　倫理規定制定（令和８年度制定予定）
（４）　入札制度の検証及び見直し検討（令和８年度開始）

5　その他

令和８年 10 月 15 日付、長野地方検察庁へ起訴されたことを受け、当該職員を起訴休職処分した。

R8.11.26　報道発表資料

職員の入札談合等関与行為に係る処分の経過と町長コメント

官製談合防止法違反等により起訴された職員について、地方公務員法の規定により起訴休職処分を行っているところでしたが、当該職員から退職願が提出されたことに伴い、処分等について慎重に検討したところ次のような対応といたしました。

１　当該職員から、令和８年１１月２７日付けでの退職願が提出されました。

２　現段階で、地方公務員法による懲戒処分の検討をするか協議したところ、本事案については、この間の調査結果に基づいて町の指針では「免職又は停職」であるが、停職６月との処分といたしました。

３　令和８年１１月２５日に懲戒処分の辞令交付後、同日、退職願を受理することとしました。

４　退職手当の支給については、条例の規定に基づき支払いを差し止める処分を行い判決の確定を待って支給の可否を検討してまいります。

〈町長コメント〉

今回の処分を行うにあたり、当該職員と業者間の金銭のやりとりはなかったこと、当該職員に入札の公正を害する意思はなく、入札不調となった場合における公共工事の遅れによる町民生活への影響を考えての行動であったこと、２件の工事ともに特殊な要因のある工事であったことなどを考慮すると、停職処分が妥当と判断したものです。

公正が最も求められる入札手続きにおいて、町の担当職員が入札の公正を害する行為を行ったことにつきまして町長として深くお詫び申し上げる次第です。

本件につきまして、既に、町として公表、記者会見を行い、これまで、契約事務の見直し、職員への研修、職員倫理規程の制定に向けた取り組みを行ってまいりましたが、改めて町民のみなさまの信頼回復に向け、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保に努めるとともに、今後、明らかとなる事実関係を踏まえ必要な対策を講じてまいります。